

国土交通省令第 号

小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成十四年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する省令の一部改正）

第一条 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する省令（昭和二十八年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小型漁船の総トン数の測度に関する省令

第一条から第八条の四までを削る。

第九条第一項中「令第二条第三項（令第三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査

又は令第九条」を「小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号。以下「令」という。）第一条」に、「小型船舶総トン数測度申請書（第六号書式）」を「小型漁船総トン数測度申請書（第一号書式）」に、「令第二条第三項又は令第九条第一項」を「令第一条第一項」に改め、「都道府県知事又は」の下に「当該船舶の所在する場所を管轄する」を加え、同条第三項中「行なう検査又は」を「行う」に、「おいて行なう」を「おいて行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「を検査し、又はその総トン数」を「の総トン数」に、「行なう」を「行う」に、「第七号書式」を「第二号書式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事又は日本の領事官は、前項の申請があつたときは、申請者に対し、当該申請に係る小型漁船の諸元を記載した書面その他の総トン数の測度に関し必要な書面の提出を求めることができる。

第九条を第一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（総トン数の測度の適用除外）

第二条 令第一条第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数一トン未満の無動力漁船とする。

2 令第一条第二項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げるものとする。

一 船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十二条に規定する総トン数の測度又は改測の結果、令第一条第一項に規定する漁船となるもの

二 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第一項、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第三条又は漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定により登録を要する船舶以外の船舶として地方運輸局長（海運監理部長を含む。）、沖繩総合事務局長又は地方運輸局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十三号）別表第三に定める海運支局若しくは内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十三年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものの長が総トン数を証明した後船体の改造を行わずに小型漁船に転用されたもの

三 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十三年政令第三百八十三号）附則第二条第一項に規定する船籍票受有現存船から船体の改造を行わずに小型漁船に転用されたもの

第十条の見出し中「検査又は」を削り、同条第一項中「前条第二項」を「第一条第三項」に改め、「検査又は」を削り、同条第二項中「前条第一項」を「第一条第一項」に改め、「検査又は」を削り、同条第三項中「小型船舶総トン数測度手数料納付書（第八号書式）」を「小型漁船総トン数測度手数料納付書」に改め、同条を第三条とする。

第十一条第一項中「船籍票の交付を受けた船舶にあつては、船首両舷に船名を、船尾に船籍港と定められた市町村を包括する都道府県名及び船舶番号を、令第九条に規定する小型漁船にあつては、」を「小型漁船を航行の用に供するときは、あらかじめ、当該漁船の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「字により、且つ、船名及び都道府県名にあつては、」及び「（「都」「府」又は「県」の文字は、省略すること。）、船舶番号にあつては、アラビア数字」を削り、同条第三項中「令第三条から令第七条までの規定により船籍票の交付を受けた日又は漁船法第十四条第三項」を「漁船法第十七条第三項」に改め、同条を第四条とする。

第十二条を第五条とする。

第一号様式から第三号様式までを削る。

第一号書式を次のように改める。



第1号書式（第1条関係）

小型漁船総トン数測度申請書	
製造番号等	
動力漁船又は無動力漁船の別	
船名	
総トン数	約 トン
所有者の氏名又は名称及び住所	
造船者の名称及び所在地	
起工の年月日	
進水の年月日	
総トン数の測度を受けようとする場所	
申請の理由	
主たる根拠地	
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所： _____</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称： _____ 印</p> <p>都道府県知事（領事官）あて</p>	

（日本工業規格 A 列 4 番）

- 備考 1 製造番号等の欄には、船体識別番号又は製造番号、製造年月日及び製造型式の年次を記載すること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第二号書式を次のように改める。



第2号書式（第1条関係）

総トン数に関する証明書		
製 造 番 号 等		
船 名		
主要寸法	長さ	メートル
	幅	メートル
	深さ	メートル
総 ト ン 数	トン	
造船者の名称及び所在地		
所有者の氏名又は名称及び住所		
進 水 の 年 月 日		
備 考		
年 月 日		
都道府県知事（領事官）名		<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>

（日本工業規格 A 列 4 番）

- 備考 1 製造番号等の欄には、船体識別番号又は製造番号、製造年月日及び製造型式の年次を記載すること。
- 2 主要寸法の長さ、幅及び深さは、船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号）第17条ノ2の長さ、幅及び深さとする。

第三号書式から第八号書式までを削る。

(船員法施行規則の一部改正)

第二条 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号を次のように改める。

二 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二号)の適用を受ける船舶にあつては、次に掲げる証明書

イ 小型船舶の登録等に関する法律第二十五条第一項の規定により国籍証明書の交付を受けた船舶にあつては、当該国籍証明書

ロ イに掲げる船舶以外の船舶にあつては、小型船舶の登録等に関する法律第十四条の規定による登録事項証明書等のうち、小型船舶登録規則(平成十四年国土交通省令第 号)第二十九条第一号の一部事項証明書又は同条第二号の全部事項証明書(現に小型船舶の登録等に関する法律第三条に規定する小型船舶登録原簿に登録された事項を証するものに限る。)

第九条第二項中「船員法」を「法」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 総トン数二十トン未満の船舶（漁船を除く。）であつて次に掲げるもの

イ 小型船舶の登録等に関する法律第二条第二号の国土交通省令で定める船舶

ロ 小型船舶の登録等に関する法律第三条ただし書の規定により臨時航行する船舶

ハ 小型船舶の登録等に関する法律第六条第一項の規定による新規登録又は同法第九条第一項の規定による変更登録を受けた後に、前項第二号に掲げる証明書を備え置いたため航行する船舶

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第三条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「（小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第二条第二項又は第三項（同令第三条第二項において準用する場合を含む。）の検査を含む。以下同じ。）」を「（小型漁船の総トン数の測度に関する政令

（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一条第一項又は第三項の総トン数の測度を含む。以下同じ。）又は小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号。以下「小型船登録法」という。）第六条第二項若しくは第九条第二項の総トン数の測度」に、「若しくは船舶法」を「、船舶法若しくは小型船舶登

録法」に改める。

第三十八条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三十第四項中「船籍票」を「小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二号)第二十五条第一項に規定する国籍証明書」に改める。

(小型船舶検査機構に関する省令の一部改正)

第五条 小型船舶検査機構に関する省令(昭和四十八年運輸省令第五十一号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第二十一条及び第二十二条」を「第十条第四号及び第二十一条から第二十三条まで」に改める。

第三条第一号及び第二号中「第二十五条の二十七第一項各号」の下に「、第二項各号及び第三項」を加える。

第八条中「第二十五条の二十七第二項」を「第二十五条の二十七第三項」に改める。

第十条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 小型船舶の登録及び測度に関する事項

本則に次の一条を加える。

(登録測度設備)

第二十三条 機構は、法第二十五条の二十七第二項第一号に掲げる事務を行う事務所に、小型船舶の各部の寸法を測定するために必要な設備を備えておかなければならない。

(小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令の一部改正)

第六条 小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令(昭和四十八年運輸省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「同項第五号に掲げる業務のうち法第二条第一項の規定の適用を受けない小型船舶又はこれらの小型船舶に備え付けようとする物件が小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資するための施設の標準に適合するかどうかを判定する検査に関するもの」を「同条第三項に掲げる業務(法第二

十五条の二第一項の目的を達成するために必要な物に限る。）」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十五条の二十七第二項に掲げる業務及び同条第三項に掲げる業務（法第二十五条の二第二項の目的を達成するために必要なものに限る。）に係る経理

第十条中「第二十五条の二十七第一項各号」の下に「、第二項各号及び第三項」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、小型船舶の登録等に関する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

（小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十三年政令第三百八十三号。）附則第二条第一項に規定する船籍票受有現存船（以下「船籍票受有現存船」という。）に係る船舶の標示については、当該船籍票受有現存船が新規登録を受ける日又は法附則第二条第一号に定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

(船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 船籍票受有現存船に係る船員法(昭和二十二年法律第百号)第十八条第一項の規定による船内の書類の備置きについては、当該船籍票受有現存船が新規登録を受ける日又は法附則第二条第一号に定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 船籍票受有現存船に係る船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第五条の規定による臨時航行検査については、当該船籍票受有現存船が新規登録を受ける日又は法附則第二条第一号に定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則に伴う経過措置)

第五条 船籍票受有現存船に係る海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の三十第一項の規定による焼却設備検査証書の書換えについては、当該船籍票受有現存船が新規登録を受ける日又は法附則第二条第一号に定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この省令の施行前にした行為並びに附則第二条から前条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。